



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

積立定期預金をした額が経費？になる、いい節税方法があります。

新規に定期預金をした額が経費？になる、うまい方法。

Aさんは自分の名義の 貯金を50万円解約	個人型確定拠出年金を通して 新たに貯金を50万円積立て	新たに50万円積立てた貯金が 所得控除の対象になります
-------------------------	--------------------------------	--------------------------------

これは日本版401K「個人型確定拠出年金」と呼ばれる制度です。アメリカの401Kという企業年金プランを参考に作られた年金制度のため、「日本版401K」とも呼ばれます。本来は、債権・株式・海外投資を運用対象にして自己責任で自分の年金を貯めてくださいといった趣旨だったと思います。したがって、掛金は預金に限らず債権・株式・外国債券・外国株式等々から選べます、しかし預金以外での運用は、価格変動のリスクがあります。厚生年金の支給開始年齢が68歳まで引き上げられそうな状況です、自分の身は自分で守る必要がありますね。

確定拠出年金には、企業型と個人型の2種類があります。

企業型 企業型の方は、会社勤めのサラリーマンなどが利用できる確定拠出年金で、年金は会社が負担をし、会社が払ってくれさえすれば最高額で月額 約5万円まで掛けられます。

個人型 個人型の方は、自営業者などの国民年金の第1号被保険者や、会社勤めをしているが、企業型の確定拠出年金や厚生年金基金などの確定給付型の年金制度がない方が利用できます。

<メリット>

- この制度、正確に具体的に言えば、個人型確定拠出年金を使って、例えば郵便貯金等を毎月積み立てた場合その金額が所得控除の対象になります。
- 郵便貯金等の一部の金融機関に限られます。(対象外の銀行さんごめんなさい！)
- 預貯金であれば、預金保険機構の対象で、1000万円までは保護されます。
- 仮に加入者(積み立てをしている人)が亡くなった場合でも、遺族がその預金を受け取れます。
- 掛金の最高額は国民年金の方で月額68,000円、年間にすると約82万円の積み立てが出来ます。会社で厚生年金に加入してる人は月額23,000円、年間にすると約28万円
- この82万円は所得控除の対象で、所得税・住民税の計算で控除されます。
- 仮に所得が1000万円ある人の場合には、税率33%ぐらい(27万円もの税金が安くなります)ものすごい節税によって金利を稼ぐようなメリットです。
- 所得が300万円の場合でも最低税率は15%ですので(12万ほどの節税になります)
- 預金には当然利息がつきますし(今は限りなく0に近いですが)運用益の20%源泉税もかかりません。
- 将来年金を受取る時は、公的年金等控除や退職所得控除が使え、公的年金の扱いです。
これだけでしたらほとんど税金を払わずもらうことも可能です。
- 国民年金基金の場合は、年金型でしか受取ることができません。こちらの場合は、長生きしなければ、掛金の元本を割ってしまう可能性が十分にありますから長生きする自信がない方、もしくは、できるだけ若いうちに節税したい方には個人型確定拠出年金の方がお勧めです。

<デメリット>

- 運用委託手数料が年間数千円かかります。したがって掛け金が少額な場合には負担です。
- 加入者が60歳になるまで原則として解約できない。
- 最低10年間は加入時から、かけ続けるか、または据置く必要があります。
- 特別法人税が(元本+運用益)に毎年1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)かけられる可能性があります。(現在はまだ課税されていません、いまのところ平成26年までは課税されないことが決まっています)
節税効果を考えれば影響は少なく、この低金利の状況ではしばらく凍結されると予想されています。